

令和7年度  
事業計画書

社会福祉法人佐賀県共同募金会



# 目次

令和7年度事業計画	P1
1. 共同募金運動の実施	P2
(1) 令和7年度募金目標額及び取組方法	
(2) 共同募金運動事業 及び 広報の実施	
(3) 共同募金の効果的な配分の実施	
(4) 市町支会（委員会）による配分事業整備のためのモデル事業体制整備の促進	
2. 民間公益資金を活用した助成事業への推薦	P7
3. 受配者指定寄付金の受入れ	P7
4. 佐賀県共同募金会会長表彰・感謝状の贈呈及び中央共同募金会会長表彰の伝達	P7
5. 共同募金以外の使途指定寄付金を財源とした助成事業の実施	P7
6. 災害等への対応	P7
(1) 災害等準備金制度の適正な運用	
(2) 緊急配分金（火災見舞金等）の配分	
(3) 災害義援金の受付及び適正な管理	
(4) 奉仕者事故見舞金制度の活用	
7. 会務の運営	P8
8. その他	P8

# 令和7年度事業計画

- 昭和22年（1947年）に始まった赤い羽根共同募金運動は、令和7年度に79回目を迎えます。この間、多くの県民の皆様や企業、団体等に支えられながら、民間社会福祉活動の財源確保の役割を果たし、時代や福祉制度、福祉環境の変化に対応しながら、社会福祉の発展の一翼を担ってきました。
  - 私たちを取り巻く地域の社会・生活課題は、少子高齢化の急速な進展、人口減少、生活困窮者や社会的孤立の増加などますます複雑化、多様化しており、加えて、頻発する大規模災害などの影響を受け、より一層深刻化、長期化しています。
  - これらの課題に対して、公的な制度だけでは十分な対応は困難であり、それを補完する様々な民間団体が活動しています。このため、その民間活動を資金面から支えるために共同募金の役割はより重要になっています。
  - 令和6年度の共同募金実績については、特殊要因による寄付約1,700万円を受け入れたことにより、前年度実績を上回る結果（前年度比112.6%）となりました。また、令和6年に発生した能登半島地震や能登豪雨災害等により多大な被害を受けた被災地を支援するための災害義援金には県内から多額の寄付が寄せられています。本県の寄付文化は年を追うごとに醸成されているものと考えています。引き続き県民の皆様の善意をご寄託いただき、民間活動を資金面から支える役割を果たしていけるよう、寄付者の皆様に対して、共同募金の意義や使いみちについてご理解いただけるような取り組みを進めてまいります。
  - 令和7年度はこれらを踏まえ、引き続き県内20市町の共同募金会支会や社会福祉協議会、関係機関等と連携しながら、限りある浄財を、現在の社会・生活課題に対応する活動に配分するとともに、寄付者の皆様にとってわかりやすい配分となるように、共同募金の配分結果を積極的に広報することに重点を置いて取り組み、本県の地域福祉を推進することにより、共同募金がさらに寄付者からの期待に応えることができるものとなるよう取り組んでまいります。
-

## 1. 共同募金運動の実施

### (1) 令和7年度募金目標(配分計画)額及び取組方法

#### ①募金目標(配分計画)額

募金目標額は、配分を希望する県内の福祉施設、団体、社会福祉協議会等からの配分申請額に基づき設定しますが、近年の募金実績等を踏まえ、当初の想定額を下表のとおりとします。

内容		令和7年度 目標額(想定)	令和6年度 目標額	差額 (R7-R6)
共同募金目標(配分計画)額合計		140,000 千円	140,000 千円	0 円
内 訳	一般募金	114,000 千円	114,000 千円	0 円
	歳末募金	26,000 千円	26,000 千円	0 円

#### 【佐賀県共同募金会における配分の考え方】

- ・共同募金運動が開始された戦後の昭和22年には、戦災孤児や空襲の被災者、外地からの引揚者、戦時産業からの失業者等、多くの人々が生活困窮の状態にありました。
- ・しかしながら、困窮者を援護すべき民間社会福祉施設そのものが、戦災により致命的損害を受けていたため、共同募金はまず、社会福祉施設の建物の修繕や備品整備を中心に配分を行いました。
- ・その後、社会は様々に変遷を遂げ、各時代の社会・生活課題に応じて、子どもの遊び場、手話、障害者支援、災害ボランティアなどに対する配分メニューを設定するなど、配分内容を変化させてきました。
- ・現在では、各地域において、孤立状態、経済的困窮状態にある人々が増加し、孤立死や自殺、不登校や引きこもり、虐待などの課題が顕在化しており、これまで以上に地域に密着した支援活動を実施する必要があります。
- ・そのため、本会では共同募金という限りある浄財を有効に活用するため、市町社会福祉協議会をはじめとした非営利団体を実施する地域に密着した活動に対して配分を行います。

## ②募金方法

共同募金は、県民の皆様が福祉活動に参加する一つのきっかけです。

このため、各世帯への依頼をはじめ、街頭や職場、学校など、さまざまな場面でご協力をお願いすることにより、県民の皆様が福祉活動への関心を高め、さらには福祉活動の参加を促すようになっていただきたいと思います。

このため、引き続き、戸別募金や街頭募金を中心に募金活動を行います。

また、昨今の募金額の減少を踏まえ、法人募金やイベント募金等にも力を入れていくこととします。

募金方法	募金方法の説明
戸別募金	自治会・町内会や民生委員児童委員の協力を得て、世帯ごとにご協力を依頼する方法です。
法人募金	企業に対して訪問や郵送等でご協力を依頼する方法です。
学校募金	福祉教育の一環として、福祉活動の内容を周知して、児童・生徒、その保護者の方に対してご協力を依頼する方法です。
街頭募金	駅前やスーパーマーケット等の店頭などで通行人にご協力を依頼する方法です。
イベント募金	さまざまなイベントが開催される際に、その場に参加された方を対象にご協力を依頼する方法です。
職域募金	企業や官公庁など、職場の社員・職員にご協力をお願いする方法です。寄付金付き商品の開発や社内チャリティイベントの実施、店頭や事務所での募金箱設置、社会貢献型の自動販売機「赤い羽根自販機」の設置など、さまざまな方法でご協力いただくことが可能です。
個人募金	個人の方が直接本会や市町支会に募金をご持参・お振込いただく方法です。
その他の方法	全国の共同募金会共通のシステムを活用して、インターネットから募金いただく方法などがあります。  こちらのQRコードから インターネット募金ページにアクセスできます。



### ③募金・広報資材の作成・購入、活用

下表の資材を作成・使用し、共同募金の増額及び広報に努めます。

なお、資材作成にあたっては、これまで以上に費用対効果を十分に考慮することとします。

資材名	資材の説明
赤い羽根及びステッカー	共同募金への協力の証として配布する。
キャラクターシール 協力店シール	共同募金への協力の証として配布する。
赤い羽根協賛品カタログ	県内企業・施設が製造する県産品を寄付付き商品として導入いただきカタログを作成する。 職域を中心に販売し、売上金の中から経費を差し引いた金額を、各企業・施設から募金いただく。
募金バッジ	プロスポーツチームとのコラボピンバッジや中央共同募金会作成の赤い羽根バッジなどを作成・購入する。
共同募金運動広報 ポスター	県内の学生を中心に、赤い羽根募金をイメージしたデザイン及び標語作品を募集し、優秀作品による佐賀県版の赤い羽根募金広報用ポスターを作成、広報活動に使用する。
共同募金運動広報 チラシ	各世帯に配布する広報用チラシを作成する。
法人向けリーフレット	企業等に協力を依頼する際の広報用リーフレットを作成する。
募金ボランティア向け パンフレット	募金ボランティアへの説明用パンフレットを作成し、提供する。
募金箱	企業や学校等において設置いただくための募金箱を提供する。
広報用パネル	街頭募金やイベント時に使用する広報パネルの貸出を行う。
着ぐるみ (愛ちゃん・希望くん)	街頭募金やイベント時に使用する着ぐるみの貸出を行う。

## (2) 共同募金運動事業及び広報の実施

### ①赤い羽根共同募金配分決定通知交付式の開催

- ア. 内 容 共同募金配分が決定した施設、団体、社会福祉協議会等に対して、配分決定通知を交付します。
- イ. 日 時 4月11日（金）13時30分～14時30分
- ウ. 会 場 佐賀県社会福社会館 Fukku
- エ. 参加者 受配施設、団体等の代表者

### ②第79回共同募金運動開始式・空の第一便メッセージ伝達式の開催

- ア. 内 容 共同募金の開始について、募金ボランティア、協力企業等に対して宣言し、引き続きの協力を呼びかけます。併せて、ANAグループの協力による共同募金運動開始に伴う空の第一便メッセージの伝達及びデザイン・標語作品の受賞者表彰式を行います。
- イ. 日 時 10月1日（水）11時00分～12時00分
- ウ. 会 場 佐賀市内
- エ. 参加者 県関係者、ANA関係者、受配施設、募金ボランティア等

### ③第38回赤い羽根デザイン及び赤い羽根標語作品募集の実施

- ア. 内 容 赤い羽根に関するデザイン及び標語作品を県内の学校等から募集し、受賞作品についてはポスター等に使用します。
- イ. 時 期 4月中旬から公募し、受賞者を決定します。  
受賞者は、10月1日の運動開始式において表彰します。

### ④NHK歳末たすけあい 第63回有名作家作品頒布展の開催

- ア. 内 容 NHK歳末たすけあいのチャリティイベントとして開催します。  
佐賀県に縁のある有名作家の方々から提供いただいた作品を頒布し、売上全額を募金とします。
- イ. 時 期 12月初旬

### ⑤NHK歳末たすけあい 第32回新作カレンダーバザーの開催

- ア. 内 容 NHK歳末たすけあいチャリティイベントとして開催します。  
県内法人会等を通じ提供いただいたカレンダーを頒布し、売上全額を募金とします。
- イ. 時 期 12月下旬

### ⑥各市町支会を中心とした募金活動の実施

佐賀県共同募金会の各市町支会を中心として、民生委員・児童委員、自治会、区長会、ボランティア団体等による募金ボランティアの方々に協力をいただき、戸別募金、法人募金をはじめとして地域に応じた募金活動を実施します。

---

## ⑦その他の共同募金に係る取組

上記以外に実施する主な取組は次のとおりです。

- ア. 広報活動（本会ホームページへの掲載、テレビ・ラジオ・新聞等の地元マスメディアへの広報協力「福祉のまちだより」「佐賀県社協だより」（県社会福祉協議会発行）などへの掲載）を通じた共同募金の意義や仕組み、使途、必要性についての理解促進
- イ. 県産品を活用した「赤い羽根協賛品」の実施
- ウ. 法人、職域募金、募金箱の設置等による企業の協力促進
- エ. 学校募金及び児童生徒による募金ボランティア活動の実施
- オ. 配分申請団体や受配団体等の積極的な運動協力
- カ. プロサッカーチームとのタイアップによるコラボグッズ製作
- キ. 赤い羽根募金支援自動販売機の周知、設置促進
- ク. 各種イベント・街頭募金活動の実施

## (3) 共同募金の効果的な配分の実施

### ①一般募金の配分方法

近年、社会・生活課題として顕在化している孤立や困窮等の解消・緩和に向けて地域に密着した支援活動をさらに推進する必要があることから、令和7年度も各地域福祉事業を対象とした地域配分に重点的に配分します。

#### (配分対象団体等)

- ア. 各市町で実施する「じぶんの町の福祉を良くする事業（地域配分）」への配分（B配分）
  - ・市町社会福祉協議会（支会）を通じて、各市町社会福祉協議会における地域福祉活動に配分
- イ. 広域で実施される「佐賀県の福祉を良くする事業」への配分（A配分）
  - ・民間社会福祉施設及び広域で活動する非営利団体（社会福祉・更生保護を目的とした活動を実施する団体）が地域福祉を目的として実施する備品等整備や活動費に配分する。
- ウ. 佐賀県社会福祉協議会が実施する地域福祉支援事業への配分（A配分）
  - ・県内全体の地域福祉推進を支援する佐賀県社会福祉協議会の活動費に配分する。

### ②歳末たすけあい募金の配分方法

- ア. 地域歳末たすけあい募金を活用し、各市町で実施する歳末期の援護事業や在宅福祉の活動に配分する。
- イ. NHK歳末たすけあい募金を活用し、社会福祉施設利用者の年末年始の活動に配分する。

#### **(4) 市町支会（委員会）による配分事業整備のためのモデル事業体制整備の促進**

モデル事業未実施支会を訪問し、モデル事業のメリットや具体的な手続き等について情報提供を行い、モデル事業整備体制の促進を図る。

### **2. 民間公益資金を活用した助成事業への推薦**

県内の民間社会福祉の増進を図るため、本会が窓口となって次の公益財団法人が実施する助成事業の申請受付事務及び推薦事務等を行います。

- (1) 中央競馬馬主社会福祉財団
- (2) 車両競技公益資金記念財団

### **3. 受配者指定寄付金の受入れ**

寄付者（個人・法人）が受配者（社会福祉法人等）と寄付金の使いみちを指定して、共同募金を通して寄付を行うもので、一定の要件（財務省の承認等）を満たせば、共同募金への寄付と同様に税制上の優遇措置の適用を受けることができる制度です。

ホームページ等での広報をさらに推進します。

### **4. 佐賀県共同募金会会長表彰状・感謝状の贈呈 及び 中央共同募金会会長表彰の伝達**

長年、共同募金運動に協力いただいた奉仕者、団体、従事者等に対して表彰状並びに感謝状を贈呈します。併せて、中央共同募金会会長表彰状の推薦や伝達を行います。

### **5. 共同募金以外の使途指定寄付金を財源とした助成事業の実施**

- ・本会においても、令和7年度に中央共同募金会を通じて提供される助成財源（使途指定寄付金）を活用し、市町社会福祉協議会をはじめとして、県内非営利団体が実施する地域福祉事業に対する助成事業を実施します。

### **6. 災害等への対応**

#### **(1) 災害等準備金制度の適正な運用**

- ・令和7年度共同募金実績額の3%を「災害等準備金」として積立てます。
- ・この災害等準備金は、「災害救助法」適用の大規模災害が発生し、被災地で災害ボランティアセンターが設置された場合に、「災害支援制度運営要綱」に基づき災害ボランティアセンターの活動費支援に使用します。
- ・なお、積立て後、3年間拠出がない災害等準備金については、本県の募金の趣旨を踏まえ、翌年度の一般募金配分事業の追加財源として活用します。

#### **(2) 緊急配分金（火災見舞金等）の配分**

- ・県内で発生する地震、火災、風水害等による災害被災者に対し、配分要綱に基づき見舞金を配分します。
-

### **(3) 災害義援金の受付及び適正な管理**

- ・令和 7 年度県内において大規模災害が発生し、佐賀県において義援金募集が実施される場合に義援金受付窓口としての協力を行います。
- ・また、中央共同募金会を通じて案内される、他都道府県の災害義援金についても被災県共同募金会を通じて、受付協力を行います。

### **(4) 奉仕者事故見舞金制度の活用**

- ・本運動に従事する支分会役職員及び奉仕者が奉仕活動により、傷病や疾病、または死亡した場合に、中央共同募金会に見舞金を申請します。

## **7. 会務の運営**

- (1) 理事会の開催（通常年 3 回）
- (2) 評議員会の開催（通常年 3 回）
- (3) 監事による監査（年 1 回）
- (4) 評議員選任・解任委員会の開催（必要に応じて随時開催）
- (5) 配分委員会の開催（年 2 回）
- (6) 歳末たすけあい配分委員会の開催（年 1 回）
- (7) 公益資金導入推薦委員会の開催（必要に応じて随時開催）
- (8) 赤い羽根デザイン・標語審査会の開催（年 1 回）
- (9) 市町支会事務局長会議の開催（年 2 回）
- (10) 市町支会担当職員会議の開催（年 1 回）
- (11) 市町共同募金委員会に関する研究会の開催（必要に応じて随時開催）
- (12) 共同募金運動の実施にかかる関係規程・要綱等に基づく、厳格で適正な事務処理並びに募金管理の徹底

## **8. その他**

- (1) 中央共同募金会主催会議、研修会への出席
- (2) 九州ブロック共同募金会常務理事・事務局長会議への出席（大分県）
- (3) 九州ブロック共同募金会職員研究協議会への出席（沖縄県）

共同募金の使いみちについては、「はねっとシステム」から  
ご確認いただくことができます。  
こちらのQRコードからアクセスできます。

